

平成15年12月5日(金)

○ 開 会 10時00分

○ 都 市 局 10時01分

○ 前回の委員長報告に対する回答 10時02分

市営住宅の明渡し等に関する訴えの提起について

・ 今定例会の初日に議員提出議案により市長の専決処分事項に加えられ、議決された。

○ 提案理由説明 10時03分

○ 質疑・質問 10時16分

問 広告物条例で、公職選挙法による選挙活動のためのポスター等については適用しないとあるが、禁止地域等に指定されている場所にはポスター等を貼るのはいけないんだろう。

答 形態の規制からすればいけない。

問 そこにあるものについてはどうすればいいのか。

答 選挙用のポスター等は届出が必要になる。管理者に自主的に撤去してもらう、選挙管理委員会と相談して撤去しているのが実情である。原則は広告主が特定できればそちらへ連絡している。無断で撤去するのは制度上は可能かもしれないが、自主的に撤去してもらうことを原則としている。

問 今回の条例改正は、従来とあまりかわらないのではないのか。

問 最近ふえてきている金属板に直接印刷したもの等、形態的なものを拡大した。

問 それには政党ポスターは入らないんだな。

問 それは内容のことになる。形態からすれば簡易除却の対象になるかもしれないが、政党ポスターは広告主が明らかであるため自主的に撤去してもらっている。

問 古いポスター等は第12条に該当するのではないのか。

問 判断が難しいが、見苦しいものについては除却の対象になる。ケースバイケースの判断が必要になる。

問 選挙期間中になっても残っているものは除却の対象になるのか。

問 それは、公職選挙法上の扱いが大きく影響してくる。通常であれば選挙管理委員会と相談しながら撤去することになる。

問 市民が除却してしまった際の問題点はどう考えるか。

問 野放図に市民に委任を行わない。法や条例についての十分な講習を行った上で、委任を行う。その地域ごとによって活動も違うであろうから、十分な説明を行っていく。

要 望 市住の明渡しに係る訴えの提起が市長の専決処分事項となったが、処分を行う前に議会に報告してほしい。

問 今回、広告物条例の改正に至った経緯を説明してほしい。

問 違反広告物が多く、その撤去に手を焼いている状況だ。法が古いため除却の対象となる看板等の種類が現在の主流のものとは合致していないため条例改正を行うものだ。

問 屋外広告物の審議会での論議はどうだったのか。

問 3回行い、2回目に答申案が出された。これによりパブリックコメントを実施し、16件の意見をもらい、すべて賛同してもらった。

問 平成8年から屋外広告物条例が施行されているが、罰金の対象者はどのくらいあったのか。

問 ない。

問 普及しないのは市民に対するアピールが不足しているのだと思う。啓蒙の具体策があれば聞かせてほしい。

答 問 あらゆるメディアを使用してPRに努めていく。
 浜田住宅の入札参加業者数が減少したと聞いたが、当局としては参加業者数は妥当であると考えているのか。

答 問 実績要件を考慮しなければ、あと10社が該当した。
 市営住宅の建設は、通常は一般競争入札が行われているのか。

答 問 一般競争入札は行っていないが、制限付一般競争入札は建築工事が1億5千万円以上、土木工事が1億円以上、分離発注する設備工事が3千万円以上が対象になる。

問 答 都市局の工事で、地元業者が落札した割合はどのくらいか。

問 答 建築部で行う今年度の工事で、市外業者が落札したのは2件だけだ。

問 答 今回の工事で総戸数はふえるのか。

問 答 現在の入居者は5件であり、19件は一般公募となる。

問 答 住民の声を反映した内容の建替工事になっているのか。

問 答 住民の声は聞いている。

問 答 住んでみて不便であると感じたことを聞くことが大切であり、建てかえの際には生かすべきだと考えるがどうか。

答 問 毎年100戸前後の建てかえを行っており、住民の声を十分に反映した内容の設計を行っているつもりだが、公営住宅であるのでそれぞれの基準内で行っていききたい。

問 答 広告物条例について、市民に対するアピールの仕方を検討してほしい。

問 答 わかった。

問 答 市営住宅の工事について、地元業者が入札に参加できるようなシステムを検討してほしい。

答 問 経理課が定めているルールの中で実施していきたい。

問 答 今回の条例改正で、法と条例の関係に齟齬は生じていないのか。また、その根拠についても説明してほしい。

答 問 公衆に対する被害の防止を主たる目的として定めており、法と条例の間に矛盾や抵触はしていない。国土交通省の見解も聞いている。

問 答 この条例により、市民参加が本当にできるのか。具体例を示して説明してほしい。

問 答 具体的な方針は決めていないが、根付くことが大切であると考えている。現実的に根付いている地域もある。

問 答 市営住宅の駐車場の管理については、市が直接行うように改めるべきだと思うがどうか。

答 問 平成16年度の予算要求を行っている。ソフトの改良等も必要であるため、早くても17年度からの稼働となる。

問 答 特定目的の住宅で、完全に住宅管理課に業務が移管されていないものがあるが、改善方法について説明してほしい。

答 問 全市的な課題として取り組んでいきたい。都市局としても地域改善向け住宅は今のままではいけないと認識している。

問 答 市住の明渡しに係る訴えの提起が市長の専決処分事項となったが、事前に議会に報告して、より良い解決の方向性を探せばいいと思うがどうか。

答 問 住宅から追い出すことを目的にしているのではない。滞納期間の短縮により和解率の上昇が見込まれるため専決処分事項にしてもらったものだ。

要 望 広告物条例については、後々のトラブルにならないように、きちんとした整備をお願いする。

要 望 市民参加についても慎重な取り扱いを行ってほしい。

問 答 選挙と政治活動は、きちんと区別されていると理解してもいいのか。

問 答 そうだ。

問 答 専決処分については、市民の住宅を確保するという本来のスタンスから外れること

- のないようにという観点から、事前に報告してもらいたい。
- 答 一定のルールにしたがって進めていきたい。ただ、住民に対する配慮については、十分に肝に命じて対応を行っていきたい。
- 問 広告物条例の改正を行って、都市局としての取り組みがどのように変わるのか。年2回の除却回数も増加するのか。
- 答 都市局で行っている年2回の除却とは別に、建設局で月2回の簡易除却を行っている。これにより年1万件程度の除却が行われている。今後は、庁内での組織づくりを行うとともに、市民に対するPRにも努めていきたい。
- 問 公職選挙法や政治活動に係るものは適用外ということだが、明らかに禁止場所に設置されている場合はどうなるのか。
- 答 今までと変わらない。
- 問 市民参加で、委任を受ければ校区を挙げて積極的に行ってもいいのか。
- 答 校区から声が出れば、地区の状況、環境等を考慮し、一番いい方法を考えていきたい。
- 問 具体的にはどこの校区が実施しているのか。
- 答 書写校区で自主的に行っている。それが条例に基づく市民参加かという微妙である。
- 問 公職選挙法や政治活動に係るものは、明らかに禁止区域にあっても適用除外なのか。
- 答 広告主に除却の申し入れを行っていく。
- 問 誰が見ても明らかに禁止区域であってもそうなのか。
- 答 社会一般活動についての広告は、ある程度認めざるを得ない場合もあると考えている。非営利的なものについては、個々の状況を考慮しなければならない。これまではほとんどの場合が自主的に撤去されているケースが多い。
- 問 条例の条文がわかりにくい。市民対象ならもっとわかりやすい文章にできないのか。
- 答 確かに読みづらいと感じるが、法律との関係でこのような表現になってしまう部分がある。できるだけわかりやすいPRに努めていきたい。
- 問 飲酒運転のように、もっと罰金を課すことはできないのか。
- 答 罰金については、かなり複雑な手続きが必要になると聞いている。今後検討し、この条例の趣旨が徹底するように努めていきたい。
- 問 浜田住宅の入札で、予定価格と落札価格に大きな差が生じている。工事の安全性は確保されているのか。
- 答 落札業者からも事情聴取を行い、安全であると判断した。
- 要 望 下請け業者の労働者の賃金を確保されるように取り組んでもらいたい。
- 終了 11時22分
- 建設局 11時24分
- 説明 11時25分
- 前回の委員長報告に対する回答 11時30分
- (1)大手門南地区の整備について
- 残っている整備を行う際には城と調和し、かつ城 下町の雰囲気がかもしだされるような施設整備に努めていく。
- (2)下手野南北線について
- 公園を迂回するルートを暫定的に整備し、道路の開通を目指していきたい。住民とも協議を行い早期完成に向け努力していく。
- 質問 11時32分
- 問 答 この裁判については、和解という結果はないと思う。勝てる見込みはあるのか。弁護士からは、勝てそうだと聞いている。

問 好古園の来場者の評判はどうか。
 答 来場者が一番多い11月から12月上旬にかけて、アンケートを実施した。その結果は、99%の方がほめてくれている。また、再度来場したいとも答えてくれている。

問 何か改良点は考えているのか。
 答 癒しの施設であるため、来場者の平均年齢が高い。今後は、若年層にも日本文化のよさをPRし、来場者の増加に努めていきたい。毎月イベントも実施しているが、マンネリ化しているものもあるため、新しい要素を加えて検討をしていく。

問 大手門南地区に、人に感動を与えるような空間があると考えているのか。
 答 歴史的なゾーンを後世に残す意味もあるが、今後の整備では可能な限り努力し、満足されるような整備を行っていく。

問 観光都市を目指すには、観光用の案内看板に外国語の記載もないし、数も少ないように感じるがどうか。
 答 十分に検討していきたい。

問 大手門南地区の便益施設の公募分についての問い合わせは、どのようになっているのか。
 答 統計はとっていないが、電話での問い合わせや、事務所を訪ねて来られる人が、1日に10件程度ある。

問 姫路特有の店舗を出店してもらいたい。
 答 城周辺整備審査会の中で、店舗のバランスを検討していきたい。

問 裁判については、証人（職員OB）を用意しているのか。
 答 職員OBから、話を聞いている。

問 証人として出すという確信があるということか。
 答 そうだ。

問 家老屋敷跡に1件残っている部分があるが、強制執行を行う準備はしているのか。
 答 県と話をしている。

問 県は何の関係があるのか。
 答 収用委員会の窓口だ。

問 姫路市独自ではできないのか。
 答 収用委員会は県だ。

問 姫路市に収用委員会を設置することはできないのか。
 答 できない。

問 城南線の完成予定はいつか。
 答 来年の秋ごろに車線変更が行えると考えている。

○ 終 了 12時02分

○ 下水道局 12時06分

○ 説 明 12時07分

○ 質 問 12時14分

問 西エースの古い施設の更新時期はいつぐらいと考えているのか。
 答 1、2号機については、平成21年度ぐらいから使用できるように整備を行う。資料のP3の負担内訳の中の、その他とは具体的にはどこなのか。
 答 揖保川町、御津町、山崎町、新宮町だ。
 問 それぞれの按分もあるのか。
 答 ある。
 問 表の中の承継コストとは何か。
 答 県が一括承継を行い、その中の姫路市が受け取るべき交付税については姫路市が負担しなければならない。その消費税相当額を承継コストとしている。

問	今後の施設整備においても交付税措置があるというが、明確な約束事になっているのか。	
答	交付税について、今後どのようになるのかが不透明であり、現行でいけばこのようになるという表である。もし変更があれば、その時に協議を行う。	
○	終 了	12時19分
○	水道局	12時20分
○	前回の委員長報告に対する回答	12時21分
	早急に経営健全化に向けての対策を図られたいことについて	
	・ 経営の健全化を図る上で、姫路の水はおいしいというアピールを行い、業務の一部委託等も行っていきたい。	
○	説 明	12時22分
○	質 問	12時31分
問	水道事業経営懇話会の公募委員は、現在募集中なのか。	
答	そうだ。基本的には男女各1名を考えている。	
問	学識経験者の専門がわかれば教えてほしい。	
答	久保先生は経済法、企業法、別府先生は環境人間社会システムの専門だ。	
問	連合自治会や連合婦人会の委員は、市が名指しで依頼したのか。	
答	推薦だ。	
問	委員の男女比率に関する定めがあると思うが、クリアされているのか。	
答	クリアすると考えている。	
問	営業課の委託を実施すると、効果額はどのくらいになるのか。	
答	主には人件費がらみだが、1億5千万円前後の効果額になる。委託により土、日、祝日も対応できるようになる。	
問	問題点はどのように考えているのか。	
答	他都市の状況も調査したが、問題点はそれぞれ違った。問題を一つずつ解決することが重要であると考えている。	
問	窓口が変更することの周知はどのように考えているのか。	
答	来年の10月からなので、それまでにいろいろな媒体を利用して周知に努めていく。一定の移行期間も設けていきたいと考えている。	
問	1億5千万円の効果額は、委託する分も含めた差額か。	
答	そうだ。	
問	滞納者とのやりとりは職員でも難しいが、大丈夫か。	
答	他都市では委託により効果があったと聞いているため、期待している。	
問	コンビニエンスストアで料金を納付した場合、開栓までの手続きを教えてほしい。	
答	電話連絡が入り、本人から領収書を確認の上で開栓している。	
問	トラブルはないのか。	
答	今のところは問題はない。	
問	従来行っていたような、婦人会で徴収するシステムの方が安価ではないのか。	
答	全体を委託することにより効果が上がると考えている。	
問	婦人会の方が徴収率が上がることもあると思う。また、行政運営に対する理解も得られるのではないか。	
答	口座振替、コンビニ払い等の方法が固まりつつある。滞納者が問題であるため、委託による効果を期待したい。	
問	労使間での合意はできているのか。	
答	段階的に行うが、最終的には現在の132名から10名程度にしたい。組合の合意はもらっている。	

- 問 水道栓の開閉は独居老人等の福祉的な部分もあるが、その対応はどのように考えているのか。
- 答 停水については、独居老人等についてはすぐに行っておらず、今後も委託せずに直営で行う予定だ。
- 問 今後の事務上の手続きについて教えてほしい。
- 答 条例、要綱等ではなく、予算上の意思決定が行われればいい。
- 問 閉栓については、福祉部局との連携を密にして行ってほしい。
- 答 現在でも十分に行っている。
- 問 委託する業者は、一括して1社で行うのか。
- 答 その予定だ。
- 終 了 1 2 時 5 5 分
- 意見とりまとめ 1 2 時 5 6 分
- (1)議案について
- ・ 議案第127号については全会一致で可決すべきものと決定。
 - ・ 議案第132号については全会一致で同意すべきものと決定。
- (2)閉会中継続調査について
- ・ 別紙のとおり継続調査すべきものと決定。
- (3)委員長報告について
- ・ 正・副委員長に一任することに決定。
- 終 了 1 3 時 0 0 分
- 行政視察について 1 3 時 0 0 分
- ・ 1月19日(月)～21日(水)に行うことに決定。なお、視察先については正・副委員長に一任することに決定。
- 閉 会 1 3 時 0 3 分